

様式第七号の三（第十四条の十一関係）（平9建令22・全改、平26国交令79・一部改正）

表

写   真	2.4cm	宅地建物取引士証			5.392cm以上5.403cm以下
	3.0cm	氏 名	( 年 月 日生)		
		住 所			
		登録番号	第	号	
		登録年月日	年 月	年 月	日
			日まで有効		
			知事	印	
		交付年月日	年 月	日	
		発行番号	第	号	
8.547cm以上8.572cm以下					

裏

備 考
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。</li> <li>2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。</li> <li>3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。</li> <li>4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li> <li>5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。</li> </ol>